

部局名	安全環境部	所属名	生活安全課	所属長名	宍倉 泰雄	電 話	483-1151 内線：3110
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	------------------

1. 事務事業の位置付け・概要（PLAN）

コード	9044		事務事業名称	交通災害共済見舞金					短縮コード	経常		臨時	9044
予算区分	会計	15	交通災害共済事業特別会計	款	02	災害共済費	項	01	災害共済費	目	01	災害共済費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他					根拠法令等	八千代市交通災害共済条例、同施行規則、八千代市交通遺児手当支給条例、同施行規則						
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
交通事故にあった市民を救済するため、昭和43年4月1日に交通災害共済条例を施行し、加入者の相互扶助として開始した。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測 平成17年6月30日付交通災害共済制度は廃止したが、平成18年7月まで会員期間があり、交通事故による災害が発生した場合は、その日から1年以内は請求権があるため、2年間は経過措置を設ける。						総合計画の施策体系	5本の柱（章）	03	安全・環境共生都市をめざして				
							大項目（節）	01	市民の安全				
							中 項 目	04	交通安全				
							小項目（施策）	01	交通安全活動等の推進				
							細 項 目	03	交通事故被災者対策				
実施計画の計画事業													
計画事業の位置付けの有無				☐	計画事業期間		～			計画事業費	千円		

2. 事務事業の目的・指標・実績（DO）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	加入者における交通事故被害者							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成17年度に実際に行ったこと： 交通災害共済に加入している者が交通事故により死亡し、又は傷害をうけた場合、その交通災害の程度に応じ会員又はその遺族に対し共済見舞金の給付を行った。							
	※平成18年度に計画していること： 平成17年6月30日付で交通災害共済制度を廃止したが、会員期間が平成18年7月までであり、交通事故により災害が発生した場合は、発生した日から1年以内は請求権があるため、経過措置を設ける。							
意図 （何を狙っているのか）	交通事故による災害を受けた者を救済し、医療費・教育費等経済的負担の軽減及び心的不安を取り除く							
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	被害から立ち直るきっかけをつくる							
区 分				単位	16年度	17年度		18年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標1	交通災害共済加入者	人	19,297	4,538	3,968	0	
	指標2	交通事故被害者数	人	150	105	64	69	
	指標3							
活動指標	指標1	見舞金支給件数	件	150	105	64	69	
	指標2							
	指標3							
成果指標	指標1	（本来は 経済的・心的不安が取り除かれたと思った人数／						
	指標2	代替指標 見舞金受給者数／加入者における交通事故被災者	%	100	100	100	100	
	指標3							
上位成果指標	指標1							
	指標2							
	指標3							

コード	9044	事務事業名称	交通災害共済見舞金				所属名	生活安全課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			交通災害共済制度の廃止			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☒ 廃止								
☐ 休止								
☐ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			交通災害共済制度の廃止	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☒	☐	☐		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など	
特になし	

所属長コメント	この制度は，昭和４３年より加入者の相互扶助制度として行ってきましたが，民間保険の充実・普及などにより加入者が減少してきたことから平成１７年６月３０日をもって廃止されました。廃止後も共済加入期間の事故については，その日から１年以内は見舞金を請求できるため，経過措置を設け対応するものです。	
評価調整委員会意見	☐ 改革改善して継続	・所期目的を達成していることにより廃止とすべき。 ・廃止決定事業。
	☐ 手法プロセスの改革・改善	
	☐ 事業規模の拡大・縮小	
	☐ 統合・役割見直し	
☐ その他		
☒ 廃止		
☐ 休止		
☐ 現状のまま継続		